

参考資料

- 建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)
(抜粋)

類似用途別番号	建築用途	130 を 165とする			処理対象人口	
					算定式	算定単位
2	住宅施設関係	イ	住宅	A≤130の場合 ↓ 130<A の場合	n=5 n=7	n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)

130 を 165とする

- 注 1 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。
 2 この値は、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な延べ面積に応じて、
増減できるものとする